豊丘村農業委員会会議録（10 月）

1　開会日時　平成２３年１０月２０日（月）午後 1 時 30 分～午後 4 時 45 分

2　開会場所　役場２階全員協議会室

3　出席者

△ …遅刻
× …欠席

議席	氏　　名	出欠	議席	氏　　名	出欠
1	小椋　正敏	○	11	菅沼　和明	○
2	片桐　孝男	○	12	木下　英章	○
3	栗澤　直人	○	13	福澤　美枝子	○
4	毛涯　　潤	○	14	宮下　廣美	○
5	酒井　秀紀	○	15	森田　賢一	○
6	丸岡　文雄	○	16	菅沼　義人	○
7	木下　ゆかり	○	17	片桐　信夫	○
8	市澤　京子	○	18	平澤　みはる	○
9			19	原　　道弘	○
10	壬生　雅穂	○			

4　参与者　　普及センター　小原　　営農センター　塩沢

5　事務局　　片桐・堀本・宮島

6　議　事　　別紙のとおり

7　閉会時刻　午後 4 時 45 分

議長＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

署名委員

12 番＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

13 番＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

議　　長	会長あいさつの後、議事録署名委員12番・13番を指名。 それでは議事に入ります。議案（１）農地法に基づく許可申請の審議を行ないます。農地法第３条の規程による許可申請№.4を上程いたします。事務局説明願います。
事務局	農地法第３条№.4朗読。(下限面積40ａ) 譲受人経営地42ａ、年間農業従事日数200日、贈与による所有権移転
議　　長	担当委員補足説明がありましたらお願いします。
16番	場所は、議案書２頁の地図のとおりです。北入地区の真ん中あたりの柿畑です。南側は、山付けになります。東側には墓、東側は梨畑です。譲渡人より以前から話があったもので、伴野原、大柏を中心に耕作をしているため、離れた場所にあるこの土地まで手が回らないので、誰かに譲りたいというものでありました。このたび、当該地にほど近い譲受人へ声をかけ、話がまとまったということであります。譲受人は、農業経験も豊富でありますし、定年を迎え、更に農業の規模拡大をされるということでございます。また、区の役員もされるなど時間的にも余裕のある方であります。所有する農地については、適正に管理耕作されており、農地法第３条第２項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たしておりますので問題はございません。ご審議をよろしくお願いします。
議　　長	ただいまの説明について、何かご質問はございませんか。
19番	柿畑とのことであるが、成木なのですか。
16番	成木です。ちょうど生りだしたところです。そんなに急ではありませんが、坂畑です。 その他に質問、意見はございませんか。 (質問、意見なし) 本案件について、原案通り認める方の挙手を求めます。 (全員挙手)
議　　長	全員賛成ですので、議案農地法第３条の規定による許可申請№.4は、許可といたします。 続きまして、議案（2）農用地利用集積計画の策定について審議を行ないます。事務局説明願います。
事務局	農用地利用集積計画朗読　利用権設定　新規２件 ただいまの説明について、何かご質問はございませんか。
4番	ここ数年農業委員会にあっせんの依頼があった農地です。耕作できないまでも、管理が行き届いていると借り手があるものです。
議　　長	その他に質問、意見はございませんか。 (質問、意見なし)

	本案件について、原案通り認める方の挙手を求めます。 （全員挙手） 全員賛成で認められました。 続きまして、利用権移転関係農用地利用集積計画の策定について審議を行ないます。事務局説明願います。
事 務 局	利用権移転関係農用地利用集積計画朗読　利用権設定　3 件 親子間による経営移譲が行なわれ、一緒に畜産経営をされている息子さんが残存期間を引き継ぐものです。土地権利者の同意もございます。 ただいまの説明について、何かご質問はございませんか。
6 番	広域農道のカーブの上一帯です。
議　　長	その他に質問、意見はございませんか。 （質問、意見なし） 本案件について、原案通り認める方の挙手を求めます。 （全員挙手） 全員賛成で認められました。 続きまして、議案（3）平成 24 年度豊丘村農業施策に関する建議について耕審議を行ないます。事務局説明願います。
事 務 局	農政部を中心に平成 24 年度建議について半年に亘り協議をしていただき、先月の委員会にて建議を行なう項目をまとめていただきましたので、議案書の 8 頁から 11 頁のとおり原案をまとめました。朗読
議　　長	ただいま事務局より朗読をいただきましたので、ご審議を賜りたいと思います。ご意見等ございませんか。
11 番	文章の中に「有害鳥獣」とあるが、現在は、「野生鳥獣」と言う言い方をされているので修正をした方がよろしいかと思います。
事 務 局	「野生鳥獣」に改めます。
議　　長	「市田柿」については、取り上げてございませんが、いかがでしょうか。
11 番	みなみ信州農協の重要品目であり、生産額 170 億円中の 30 億円を市田柿が占めている状況で、農協以外 29 社での取り扱いもあり、50 億円とも言われています。地域産業を守っていただきたいというのは切実な思いです。
議　　長	落葉病、放任樹対策も何とかしなければならない問題だと思いますので、当村の生産額 1 位であり、地域特産「市田柿」の安定的な生産を守っていただくことを加えることに意義ありませんか。 異議なし 今回お示しをさせていただいた議案書に 3.その他として「市田柿」の安定的な生産を求める意見を加えます。 続きまして、議案（4）報告「農地法第 4 条の規程による農地を耕作又は、

	養畜のための農業用施設に供することの届出について」事務局説明願います。
事 務 局	「農地法第4条の規程による農地を耕作又は、養畜のための農業用施設に供することの届出について」№1 朗読。農機機具庫　建築面積 36 ㎡
議　　長	担当委員補足説明がありましたらお願いします。
3番	場所は、議案書7頁にあるとおりで、2施設ありますが、既に平成21年1月に報告のあった施設74 ㎡の隣に36 ㎡の農機具庫を設置したいというものです。2施設合わせても110 ㎡です。申請者は、果樹を中心に経営を行なう意欲ある若手農業者です。この度、ＳＳを新規に購入したので、ＳＳの車庫を設けたいということであります。柱部分のみコンクリで固定される設計です。平成21年1月に届済みの施設については、柿干場として利用されるそうです。
議　　長	ただいまの説明について何か質問、意見のある方は挙手願います。 （質問、意見なし） 本案件については、報告とさせていただきます。 以上をもちまして、本日の議案の審議を終了いたします。